

岡山県  
新型コロナウイルス感染症  
オミクロン株特別警戒期間

2022. 1. 13

内容は、国との調整により、  
今後若干の変更となる可能性があります。

岡山県  
新型コロナウイルス感染症  
オミクロン株特別警戒期間

- ① 期 間 2022年1月13日（木）～1月31日（月）
- ② 区 域 岡山県全域

## ● 県民の皆様へ

- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 4つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- 外出する場合は、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 岡山県飲食店感染防止第三者認証事業（P.3 ※参照）の認証店など、感染対策が徹底されている飲食店等を利用すること
- 路上、公園等における集団での飲酒、地域で集まって行う会食やカラオケなど、感染リスクが高い行動は行わないこと
- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ぜひワクチンの接種を受けること
- 発熱等の症状がなく、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県内在住者は、無料検査（PCR検査、抗原定性検査）を受検すること **〔特措法第24条第9項に基づく要請〕**

# ● 事業者の皆様へ

- 業種別ガイドラインの遵守 **〔特措法第24条第9項に基づく要請〕**
- 従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること  
また体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
- 職場における感染防止の取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離の確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等集団生活の場での対策等）を徹底すること
- 4つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守と周知
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等人との接触を低減する取組に努めること  
特に基礎疾患を有するなど重症化リスクのある従業員、妊娠している従業員及び同居家族にそうした者がいる従業員については、在宅勤務など感染予防のための就業上の配慮を行うこと
- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- 飲食店等の事業者は、岡山県飲食店感染防止第三者認証事業（※参照）の認証取得に努めること

## ※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度。令和3年8月2日から、認証申請の受付を開始しています。

ホームページ：<https://www.okayama-ninsho.jp>

コールセンター：086-222-5611（平日9:00～17:00）



© 岡山県「ももち」

# 岡山県 オミクロン株特別警戒期間 4つの「岡山ルール」



© 岡山県「うらっち」

★ 会食は **4** 人以下 2 時間以内で、家族や毎日顔を合わせている人たちと

★ **3** 密は一つの密でも避けて、手洗い、換気を徹底

★ 感染拡大地域との不要不急の往来は控え、

やむを得ず往来する場合、前後 **2** 週間は体調管理に気を付けて

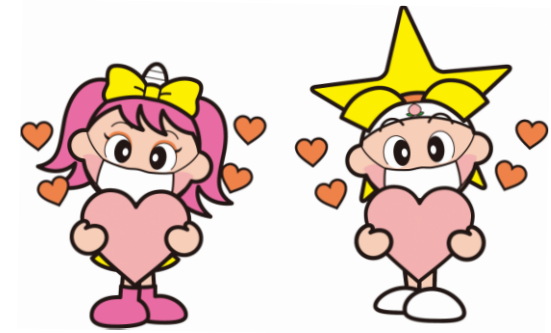
★ ワクチン接種後も **1** 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを **0** に近づけよう！

※感染拡大地域：緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域

## 思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、  
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～



### ○ 話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

**ケース①** マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

### ○ 食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

飲食するときは黙食の徹底を

**ケース②** 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

### ○ マスクは正しく着用

マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を

布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

# ● 県内でのイベントの開催について〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」の活用を周知すること
- 感染防止策が徹底できない場合は、イベント開催を自粛すること

	感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の収容率、人数上限を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収 容 率	<p>大声なし 100%以内 大声あり 50%以内</p> <p>大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント</p>	<p>大声なし 100%以内</p> <p>※大声なしでの開催が前提条件</p>
条 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「感染防止策チェックリスト」（様式5）を作成し、公表（ホームページ掲載やイベント会場での掲示等）するとともに、イベント終了日から1年間保管すること</li> <li>● 問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「感染防止安全計画」（様式4）を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出すること</li> <li>● イベント終了後、1か月以内に（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに）「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること</li> </ul>

- ※ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は、原則安全計画策定の対象
- ※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと（<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/676051.html>）

## <学校へのお願い>

- 大学等においては、オンライン授業など授業方式の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員に「県民へのお願い」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛すること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させないこと

## <放課後児童クラブ、放課後子ども教室へのお願い>

- 「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」（岡山県作成）及び「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQ」（R3.9.21 内閣府・厚生労働省通知）に沿った感染防止策を徹底すること
- 飲食の際は、黙食を心掛け、利用児童間の距離を確保するか、パーティションの設置など飛沫防止に努めること
- 児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させないこと



## <社会福祉施設・医療施設等へのお願い>

- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
- 面会については、電話やオンライン面会等を可能な限り活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること
- 入所者、入院患者、職員等へのワクチン追加接種について、接種医療機関と調整の上、8か月以上の経過を待たずに接種間隔を前倒して迅速に接種を進めること